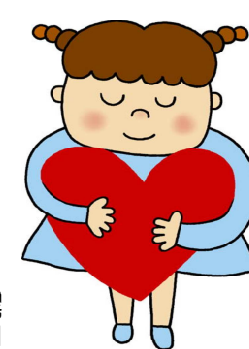


特集 人権を守る取り組みについて



【尾山】

面を積極的に作り、孤立しない環境をつくることも必要と考えます。

虐待防止のとりくみ

なお、支援上緊急でやむを得ない状況での拘束等を行った場合、切迫性、非代替制、「一時性の全てに合致しているか、適切であったかなど、利用者家族、第三者、管理者も参加する 拘束虐待防止委員会」を月1回開き検証しています。ここでは、検証のみでなくより良い支援のあり方についても協議を進めています。

策定しましたが、この10年間で、社会状況や障害者福祉を取り巻く環境の変化など、今の状況とマッチしない部分も多く、策定することが必要な状況になっていました。

今回、新たな「めざすもの」を作成するにあたってのポイントとして、日常的に振り返りが出来ること、利用者にもわかりやすいものとなりました。



めざすもの改訂

現時点で4つの骨子①利用者の尊厳に関すること ②安心して生活ができること、③地域に開かれた三島の郷、④福祉拡充のとりくみに関する事項ができており、骨子の具体化と最終的な議論、利用者への説明を経て、今年度中の完成をめざします。

【金城】

障害者虐待防止法が施行されて今年で3年が経過します。この法律では、身体的虐待（殴る、けるなど）、心理的虐待（害しい暴言など）ネグレクト（放置、必要な支援をしない）、性的虐待（性的行為の強要など）経済的虐待（財産を不当に処分するなど）に対して、家庭内や福祉施設、職場での虐待を想定し、虐待を発生した場合には通報の義務があります。中には虐待を行っている、または受けているという自覚の無い場合もありますが、認識の有無は問いません。通報を受けた行政は必ず、時として分離を行います。三島の郷においては、高槻市と連携をとり、虐待を受けた障害者を一時的に保護する役割を担っています。

なお虐待を受ける人の中で、知的障害者は5割と高く、続いて精神障害者が3割、身体障害者が2割となっています。一方で福祉施設での虐待の通報をうけ、認定されたのは22件となっています。今年に入ってから全国から障害者虐待のニュースは後を絶ちません。法の認知度も上がっており、通報件数も年々増加しています。ただしこの法律は虐待を「取り締まる」ものではなく、虐待の防止、また障害者の養護者への支援を主目的としています。現代社会において、家庭や施設、社会の様々な場面で「密室化」する場面が増えてきています。こういった環境では虐待のリスクは高まります。障害者、養護者ともに「逃げ場」がなくなってしまう事にもなりかねません。社会全体で見守る「通報する」ことも必要ですが、障害を持つ方々の社会生活においては特に、様々な場面での受け入れや参加できる場

三島の郷では、虐待防止の取り組みとして年1回の人権学習を行っています。講師に弁護士を招き、法制に関することや日常生活における不適切行為の説明、グループ討議などを行なっています。参加者も三島の郷の支援員だけでなく、たけのこ、らいとの職員、相談員、ヘルパー、世話人も参加し、虐待防止のための学習を行ない、人権意識の向上を行なっています。

今回、法人の「甲短期計画」の中で見直しが提起され、法人内各施設において新しい憲章策定の作業が現在進められています。三島の郷でも、一昨年より、男女各フロアの支援員会議の中で、改訂に向けての議論を重ねています。現在の「めざすもの」は10年以上前に



作品展示販売会のお知らせ

今年の秋から冬にかけて、作品展示販売会を予定しています。作業で一生懸命作った作品を販売いたしますので、お誘いあわせの上ご来場ください。

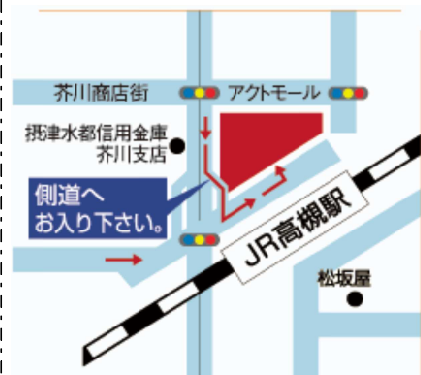
ほっこり市

三島の郷、作業班の作品販売会です。陶芸作品、組みひも、草木染作品の他、療育班の手づくりカレンダーも出展を予定しています。



▲2016療育班カレンダー表紙

日時：2015年11月28日（土）～11月29日（日）
10時～16時
場所：アルプラザ高槻



第15回めくもいふれあい福祉展

法人高槻4施設連絡会主催による、作品展示販売会です。作業作品の他、書道作品の展示や保育園児に

参加施設
高槻温心寮 三島の郷 槻ノ木荘 たいのこ ひむろこだま保育園



による作品展示も予定しています。

日時：2016年1月27日（水）10時～17時
1月28日（木）10時～16時半
場所：高槻市生涯学習センター 1階展示ホール

